

今年度も

「ジャンボタニシ防除対策補助金」を

継続します！！

補助率は10分の3以内です

【概要】

○交付対象

(1)農業者 (2)集落営農組合

○補助対象経費

令和7年4月以降に散布した薬剤の購入費用

※令和7年度から予防（石灰）は対象外となりますので、
ご注意ください。

○補助額

補助対象経費の10分の3以内の額(100円未満切捨)

※予算の範囲内で補助金を交付するため、

必ずしも10分の3の額が補助できるとは限りません。

※購入した薬剤に記載されている適正量に相当する額
を限度とします。

※同一ほ場で複数回散布されても補助対象は1回限りです。

※収穫後の散布は対象外です。

○申請方法

次のものを用意して、下記窓口で申請してください。

(1)散布したほ場が分かる一覧表など（市内の水田のみ対象）

※町別ごとにまとめていただくようご協力お願いします。

(2)薬剤を購入し、代金を支払ったことが分かる書類

(3)散布したほ場の写真(図1)

(全てのほ場の写真を撮る必要はありません)

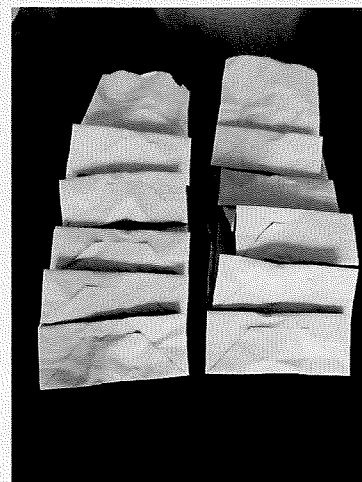
(4)散布した空袋数が確認できる写真(図2)

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

(検索コーナーで「ジャンボタニシ」と検索)



(図1) 散布ほ場の写真例



(図2) 散布した空袋数が
確認できる写真例

締切日 令和7年10月31日(金)

◎注意

- ・薬剤は農林水産省に農薬登録してあるものに限りします。
- ・支払い方法が口座引落しの場合、通帳から引落としされたことをもって、支払ったこととなります。また、他の資材と合わせて引落しされている場合は、内訳が分かる書類が必要です。
- ・請求書は、補助金額確定通知と合わせて送付します。
- ・補助金支払いは、令和8年2月頃を予定しています。

【お問い合わせ窓口及び申請書提出先】

松阪市産業文化部 農水振興課 農業係(市役所4階) TEL 0598-53-4191 FAX 0598-22-0931
北部農林水産事務所(嬉野地域振興局内) TEL 0598-48-3818
西部農林水産事務所(飯高地域振興局内) TEL 0598-46-7114

薬剤以外の

ジャンボタニシ防除対策

1. 春・夏季の捕獲器による対策！

田植時の防除として薬剤散布が一般的であり、ジャンボタニシ防除対策には効果的ですが、使用回数や散布時期に制限があったり、経費が掛かります。また、魚毒性があるため、水路には散布ができません。

市では、ジャンボタニシ捕獲において、経費・労力軽減するため、比較的身近にある資材で、ジャンボタニシ捕獲器(図1)を作成しました。

市ホームページ(QRコード(図2))にて、「ペットボトル」と「苗箱」で作成した捕獲器の紹介をしていますので、ぜひお役立てください。



(図1) ジャンボタニシ捕獲器



(図2) QRコード

2. 秋季の石灰窒素による防除！

水稲収穫後の気温が高い時期(水温が17℃以上の時)に、3～4日間湛水を保った後、殺貝効果のある石灰窒素を散布するのが効果的です。

(水路には流さないようご注意ください)

※翌年に水稲を作付する場合は施肥設計にご注意ください。

3. 冬季の越冬貝対策！

(1)寒い時期に水田を乾かし、耕うんすることで、貝を粉碎したり越冬中の貝を寒気にさらします。耕うんは走行速度を遅くし、回転数を早くして耕し、数回行うとより効果的です。

(2)用排水路で越冬している貝の対策として泥上げを行い、寒気にさらします。地区全体で実施するとより効果的です。

※使用したトラクターに付着した泥は洗浄しましょう。